

高知県立消費生活センター
地域見守り情報



第228号

覚えのない未納料金を請求する詐欺に注意！

自動音声の電話で、実在する会社や公的機関をかたって、身に覚えのないサイトの利用料等、架空の未納料金を請求される詐欺的な手口に関する相談が多く寄せられています。

支払方法はコンビニでプリペイド型電子マネーを購入するよう指示される手口が多く、氏名や住所、口座番号等の個人情報を聞き出す事例もあります。

身に覚えのない料金を請求されても相手にしないよう注意しましょう。



【事例】

NTT ファイナンスと称する自動音声の電話があり、音声ガイダンスの後に番号を選択すると担当者につながった。「サイト利用料金が1年間未納になっており、裁判にかけている。未納料金と弁護士費用等で30万円を支払えば裁判を止めることができ、後日手数料を差し引いて返金する」と言われた。コンビニで電子マネーを30万円分購入し、担当者に番号を伝えた。

その後、個人情報保護委員会を名乗る人から電話があり、「他にも2つのサイトで50万円の未納料金がある。さらに50万円を支払えばまとめて返金する」と言われた。不審に思ったが、当日中に入金することと誰にも口外しないことが返金の条件と言われ、誰にも相談できず、別のコンビニで再度電子マネーを購入してしまった。

アドバイス

- ・コンビニ等で電子マネーカードを購入するよう指示し、番号を教えさせる方法は全て詐欺です。身に覚えのない未納料金を請求されても相手にせず、無視しましょう。
- ・非通知や知らない番号からの電話は、出ない、話を聞かない、かけ直さないことがトラブル防止に効果的です。
- ・不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）に相談してください。

